

民放連の提案に関する構成員の主な意見 (放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会（第5回）)

【民放連の定款変更について】

- ・ 民放連の定款を改正し、会員社のガバナンス確保を業務に位置付けることは評価できる。(落合構成員、林構成員)

【ガバナンス指針について】

- ・ 放送事業者の規模等の多様性を踏まえ、網羅的かつ大局的に必要な事項を規定している。(上田構成員、林構成員)
- ・ ただし、粒度に関して、放送事業者の裁量とのバランスでこの程度が望ましいことを説明した上で、指針とは別に、より具体的な行動を示すガイダンス等を整備すべき。
そのガイダンス等は、小規模局のようにリソースが少なくても実施可能な内容にしつつも、リスクが高い部分は重点的にチェックすべき。(上田構成員、林構成員、落合構成員)
- ・ また、信頼性・透明性の確保の観点から、業界団体・各事業者が指針の実施状況等の取組状況を開示し、説明責任を果たすことが重要。(上田構成員、音構成員、林構成員)
- ・ 一過性ではなく継続的な取組が必要であり、環境変化に応じてアップデートすることが重要であるため、指針やガイダンスにおいて将来的な見直しを明記すべき。(上田構成員、落合構成員)

【ガバナンス検証審議会等について】

- ・ 民放連が新設するガバナンス検証審議会では、外部の第三者を入れて、実効的なモニタリング機能を確保すべき。(音構成員、巽構成員)
- ・ 民放連として、会員社で不祥事が発生した場合のエンフォースメントの手段を整備すべき。例えば、民放連の会員資格停止や除名は、著作権処理や放映権交渉等のスキームが利用できなくなり、大きな不利益が生じるため、指針を遵守するインセンティブになる。(落合構成員、林構成員、音構成員)

以上